

Nabeshima

Labor management



新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に係る労災補償について

～令和2年4月28日付け基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い」から～

【基本】

Q1 労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、労災保険給付の対象になりますか？

A1 業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災給付の対象となります。

【医療従事者等以外の労働者であって

感染経路が特定された場合】

Q3 医療従事者や介護従事者以外の労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の取扱いはどのようになりますか？

A3 個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性（業務起因性）が認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合については労災保険給付の対象となります。

感染経路が判明しない場合であっても、労働基準監督署において、個々の事案ごとに調査し判断されます。

（事例）飲食店店員Cさん 業務：店内での接客
新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認された。PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定。Cさん以外にも同時期に複数の同僚労働者が確認された。感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかと判断され支給決定。

【医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合】

Q4 感染経路が判明しない場合、どのように判断するのですか？

A4 感染経路が判明しない場合であっても、感染リスクが高いと考えられる次のような業務に従事していた場合は、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性（業務起因性）を判断します。

（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

（例2）顧客等との接近や接触の機会が多い労働環境下での業務

（事例）小売店販売員Dさん 業務：店頭での接客業務等
発熱、咳等の症状が出現した。PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定。労働基準監督署において調査したところ、感染経路が特定されなかったが、発症前14日間の業務内容については、日々数十人と接客し商品説明等を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

【医療従事者等】

Q2 医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の取扱いはどのようになりますか？

A2 患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

（事例）看護師Aさん

業務：日々多数の患者に対し、問診、採血等の看護業務
頭痛、発熱等の症状が続き、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定。業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定。

（事例）介護職員Bさん

業務：訪問介護利用者宅で介護業務
利用者に新型コロナウイルス感染が確認されたため、濃厚接触者としてPCR検査を受けた結果、新型コロナウイルス感染陽性と判定。業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定。

一方、発症前14日間の私生活での外出は、日用品の買い物や散歩などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、接客中の飛沫感染や接触感染が考えられるなど、当該販売員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Dさんは業務に起因したものと判断されることから支給決定された。

★他の業務でも、感染リスクが高いと考えられる労働環境下の業務に従事していた場合は、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性（業務起因性）で判断されます。

《筆者：鍋島明子》

お知らせ

★失業保険の「被保険者期間」の算定方法が、令和2年8月1日から変わりました。

賃金支払の基礎となる日数が10日以下の期間であっても、

労働時間数が80時間以上あれば1ヶ月として計算されます。

★賞与支払届：賞与を支給した場合には、年金事務所への届出が必要です。

将来受給する年金額の計算の基礎となるものです。適切な処理をお願い致します。

★夏季休暇：誠に勝手ながら8月13日～16日まで夏季休暇とさせていただきます。

ご不便をお掛け致しますが、宜しくお申し上げます。

自然との共生

梅雨明けを待っていました。

約1ヶ月も歩けていませんでしたので、ゆっくりと自然の中を歩いてきました。

いつも足慣らしをしている「高德～切込湖・刈込湖」を往復してきました。休憩を入れて約6時間のコースです。

行きかう人もまばらで、昼食のおにぎりを食べる時も周囲には誰もおらず自然を独り占めでした。

コロナの不安から暫し解放され、とても満足した 静かな森林の中での至福のひと時でした。

わたしのひとこと

7月22日から実施されているGo To キャンペーン。落ち込んだ経済を回復させるため政府がスタートさせました。取扱いがはっきりせず、中途半端な状態でのスタートになった気がします。

新型コロナウイルス感染症の取扱いは、非常に厄介な問題です。3密を避け、この状態がいつまで続くのか?! 残念ながら、不安解消の兆しが見えてきていません。

思い起こせば、2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災、12都道府県で約1万8,000人の命が奪われました。そして、福島第一原子力発電所の事故によって先の見えない不安に誰もが悩まされました。あの時も、この状態がいつまで続くのか?と不安でした。全てが完結しなくとも、始まりがあれば必ず終わりがあるはずです。我慢の連続ですが、希望を持って明るい兆しが見えるまで頑張っていくしかありませんね。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL:028-635-9752 FAX:028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

